

第4次北中城村国土利用計画

令和3年3月

沖縄県中頭郡北中城村

前 文

第4次北中城村国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、本村の区域における村土の利用に関して必要な事項を定めるものとする。また、北中城村国土利用計画を見直すにあたって国土利用計画法第7条に基づいて定められた国土利用計画・沖縄県計画を基本とし、かつ北中城村第四次総合計画基本構想に即して作成したものである。

今後においても、この計画は、社会経済情勢の推移に伴って現実に即しない条項が生じたときは、地域実情に適合するよう必要な見直しを行うものとする。

【目次】

第1 村土利用に関する基本構想	1
1. 村土利用の基本方針	1
2. 地域類型別の村土利用の基本方向	4
3. 利用区分別の村土利用の基本方向	6
第2 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	8
1. 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	8
2. 地域別の概要（地域別利用区分ごとの土地利用の目標）	10
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	14
1. 公共の福祉の優先	14
2. 国土利用計画法等の適切な運用	14
3. 地域整備施策の推進	14
4. 村土の保全と安全性の確保	14
5. 環境の保全と美しい村土の形成	14
6. 土地利用転換の適正化	15
7. 土地の有効利用の促進	16
8. 村土に関する調査の推進及び成果の普及・啓発	16

【説明資料】

1. 計画における主要指標	17
2. 国土利用区分の定義	22
3. 人口の推移と目標	23
4. 利用区分ごとの村土利用の推移	24
5. 土地利用転換マトリックス	25
6. 地目別土地利用の推計	26

第1 村土利用に関する基本構想

1. 村土利用の基本方針

(1) 村土利用の基本理念

村土は、現在及び将来における村民の限られた資源であるとともに、生活や生産活動の基盤である。それをどのように活用あるいは保全するかという利用のあり方は北中城村の発展や村民生活と深い関わりを有することになる。

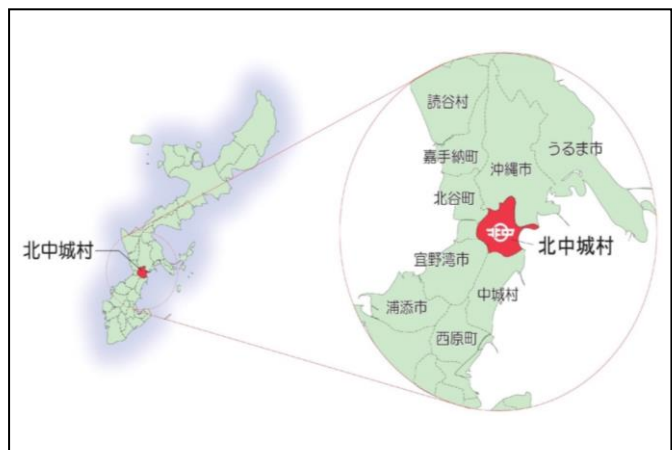
したがって、村土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、本村の自然的・社会的・経済的・文化的・広域的条件に留意し、村民生活の安全と安心を前提に健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな村土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行う。

(2) 本村の特性

① 位置・地勢

本村は沖縄本島の中部の中城湾に面し、北側を沖縄市、南側を宜野湾市、中城村、西側を北谷町と接している。

村土の面積は11.54k㎡で、東海岸低平地を除く大部分が丘陵・台地をなし、起伏に富んだ地形となっている。



② 自然環境

本村の地形は、中城湾に面した海岸低地と内陸部に広がる台地や丘陵地に大別され、丘陵台地は、村の中央部と南部に分布し、この丘陵台地を更に二つの稜線が東西に走り、それぞれ南北への緩斜面を形成している。斜面に広がる緑地が本村を特徴付ける主要な景観要素となっている。

本村の土壌は、泥灰岩からなるジャーガル地帯が地域の大部分を占めているが、海岸低地にはイーフ、台地部の一部分にはマージが分布している。なお、村内には普天間川をはじめ、渡口川や佐阿良川の3つの河川が流れている。このように、本村は変化に富んだ地形で構成される一方で、まとまった平地が少ないことが特徴となっている。

③ 交通

本村は中南部の中核都市を結ぶ位置にあり、沖縄自動車道の北中城インターチェンジや喜舎場スマートインターチェンジが立地するなど、本島中南部の交通の要衝となっている。

村内の道路ネットワークは村の西側を国道330号、東側を国道329号が南北に走り、その国道をほぼ中央で東西に結ぶ主要地方道宜野湾北中城線、沖縄環状線のほか、県道

22号や146号などが道路網の骨格を形成している。

④ 人口

本村の平成27年における総人口は国勢調査によると16,148人で、平成7年と比較すると20年間で1,125人(7%)の増加となっている。また、総世帯数も平成27年は5,541世帯で、平成7年より26.7%の大幅な増加となっている。このような大幅な世帯増加を伴う人口増加は、都市化や核家族化の進展などが背景となっている。

⑤ 産業

本村の産業別就業総人口は、平成27年の国勢調査によると6,249人となっている。そのうち第一次産業が1.6%の100人、第二次産業が15.2%の950人、第三次産業が75.9%の4,740人で、第三次産業に偏重した就業構造となっている。

平成7年からの推移をみると第一次産業及び第二次産業は減少化傾向が続き、第三次産業では継続的な増加を示している。

(3) 土地利用の条件整理

土地利用については、農地・森林の自然的土地利用が34%、都市的土地利用が52%、駐留軍用地が14%で、近年、ライカム地区の開発や幹線道路沿道の都市的土地利用が増加し、自然的土地利用が穏やかに減少している。本村は、市街化区域の線引きや宅地基盤の確保等により都市的土地利用のニーズに対し誘導的な対応を図ることで、無秩序な開発の抑制に取り組んできた。一方で、市街化調整区域の多さから、新たな産業を誘致する土地がなく、経済の発展を妨げているという課題を有している。

また、複雑な地形条件も急激な都市化を抑制してきた。この起伏に富んだ地形に分布する丘陵地は、本村の自然景観の骨格を形成するとともに、住宅地を自然圧から守るクサティ森^{※1}であり、本村の良好な住環境を形成する基盤になっている。また、災害発生箇所を抱える斜面緑地は防災上保全すべき空間であるとともに、本村の歴史・文化を伝える数多くの歴史資産が分布している。

村土の利用を計画するにあたっては、上記の諸条件を踏まえ、総合計画で位置付けされた将来像「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむらきたなかぐすく」に向けて、緑との調和のとれた土地利用を目指すものとする。

※1 ※クサティ森^{ムイ}：安心してよりかかれるものという意味を持つ。集落は台風などを防ぐ丘や山をクサティ（腰当）にした立地がよいとされ、その丘や山をクサティ森という。

(4) 村土地利用の基本方針

村土地利用の基本方針として、次の6点を定める。

- ① 自然条件、社会経済条件、歴史文化条件等、村土に関わる諸条件を踏まえつつ、土地利用の適正化を図り、村土の保全に努めるとともに、より効果的な土地利用を図るため「中部広域都市計画区域」への移行に向けた取り組みも含め検討する。
また、持続可能で魅力ある村土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラの取り組みを検討する。
- ② 本村の緑の骨格となる森林及び周辺の原野等は、生態系をはじめ村民の快適な住環境を維持する基盤であることから、保全のあり方について十分検討し、その利活用にあたっては、地形等の土地条件に留意する。
- ③ 農地については、基盤整備をはじめ土地利用の高度化、担い手への流動化等、各種事業の実施により、優良農地の確保・保全を図る。なお、農地の都市的土地利用等への転用に当たっては、農業振興の観点に留意し、十分な調整を行う。
- ④ 住環境については、自然や各地域の歴史、文化資源を活かしつつ、生活環境基盤の充実による安全な住環境の確立を図る。また、宅地ニーズが高い地域においては、村土に関わる諸条件を踏まえ、宅地開発について、規制と誘導の調和を図る。
- ⑤ 市街地の開発は、村土及びこれを取り巻く広域的な諸計画との調整を図り、総合的に調和のとれた土地利用を進める。また、市街地開発の際には、周辺の土地利用・環境に十分留意した上で、各種開発において計画的な規制と誘導の調和を図り、良好な市街地の形成を図るとともに、災害に強い環境整備に取り組む。
- ⑥ 返還予定の駐留軍用地については、関係機関との連携を強化し、計画的かつ安全な土地利用の活用を図る。
返還未定の駐留軍用地については、早期の整理縮小及び返還の要請を継続し、同時に広域的な土地利用を踏まえながらその跡地の利活用を検討する。

2. 地域類型別の村土利用の基本方向

村土利用の基本方針を踏まえ、将来における村土の地域類型ごとの基本方向を次のとおりとする。

(1) 自然環境保全地域

自然環境保全地域は、丘陵地を中心に残っている緑地や港湾、海岸部を指し、水源涵養や土砂災害の防止、防風等の機能を有するとともに、北中城村の特徴ある景観を形成する地域である。また、中城城跡や御嶽など歴史文化資源を包含し、村民の生活と密接な関わりを有することから、適正な保全・管理を図る。

(2) 市街地形成地域

市街地形成地域は、主に都市計画法に基づく市街化区域内を指し、生活利便性の高さを活かし、ゆとりのある住環境の形成を目指す。

また、「持続可能」の観点から市街地における定住促進と生活利便性のさらなる向上を図る。

(3) 既存集落地域

既存集落地域は、都市計画法に基づく市街化調整区域内の集落で、周辺の自然環境や歴史資源と調和した地域として、居住環境の維持・改善を図る。

また、地域に残る歴史文化資源の保全・活用を図りながら、特色のある地域づくりと落ち着いた住環境の形成を目指す。

(4) 農地保全地域

農地保全地域は、農業振興地域内農用地区域で、狭小な農地の高度利用等により、生産性を高めるとともに、多様な交流・体験の場として多面的な活用を目指す。

(5) 沿道活用地域

沿道活用地域は、本村における広域幹線道路となる国道 329 号、国道 330 号及び宜野湾北中城線（県道 81 号線）を指す。

国道 329 号、330 号については、立地特性を活かし、商業・業務のサービス施設の立地など、日常生活の利便性向上に資する土地利用を目指す。

また、国道 329 号、国道 330 号と連結する重要な幹線道路である宜野湾北中城線（県道 81 号線）については、道路拡張整備と合わせた沿道活用を検討する。

(6) スポーツ・レクリエーション地域

スポーツ・レクリエーション地域は、沖縄こどもの国周辺（拡張計画地含む）、沖縄県総合運動公園周辺、しおさい公苑及びライカム地区の一部のエリアを指し、本村のスポーツ・レクリエーション等の核として、村民や周辺都市住民の憩いの場、生涯学習活動の場としての機能維持・向上を推進する。

(7) 活用検討地域

活用検討地域は、東海岸一帯や荻道地区、大城地区（農を活かした地域活力の創出に資する拠点整備検討地）、駐留軍用地（ロウワー・プラザ住宅地区）、イオンモール沖縄ライカム東側隣接エリア等を指し、村の活性化や魅力向上に寄与する土地利用を検討し、その実現に向けた取り組みを推進する。

(8) 駐留軍用地地域

返還時期が未定の駐留軍用地については、国・県・地主会との連携を強化し、駐留軍用地の整理縮小及び返還の実現に向けた取り組みを継続するとともに、周辺の土地利用を踏まえて跡地の有効な利活用を検討する。

3. 利用区分別の村土利用の基本方向

村土利用の基本方針をふまえ、村土の利用区分とその利用の基本方向を次のとおりとする。

(1) 農地

農地は、農地の効率的な運営と生産性の向上を図るため、耕作放棄地の解消及び農地の流動化等による集約化、農道・用排水路等の土地基盤整備、近代化整備等を進め、優良農地の確保及び高度利用を図る。

また、農地は、農作物の販売目的の耕地だけでなく、自給的農家をはじめ住民の健康づくりや観光的要素等を取り入れた新たな交流空間の整備等、地域活力の創出に資する拠点整備について検討し、その実現に努める。

なお、都市的土地利用等への転換需要に対しては、上記のことを含め、村土全体の均衡ある発展に留意し、十分な検討・調整を図り、無秩序な転用を抑制しその有効活用を図る。

(2) 森林

森林は、生態系はもとより住環境の保全、水源涵養等の森林の有する多面的機能を通じて住民生活に大きく寄与しており、これらの機能を総合的に発揮しうるよう、法・条例等により必要な森林保全の条件整理を図り、レクリエーションの場としての自然公園化等の活用を図る。また、御嶽林等の伝統ある自然林は、その保護保全に努め、憩い及び学習の場として利活用を図る。なお、森林等の伐採にあたっては、その面積を最小限に止める。

(3) 原野等

原野等は、周辺の土地利用との調整を踏まえ、農地や宅地、公用・公共用地施設等への転用を図る。しかし、環境保全上重要な機能を有するもの、または貴重な文化資源を包蔵するもの等については、その保全を図る。

(4) 水面・河川・水路

水面は、農業的な利水に資するよう、水質汚濁に留意し保全するとともに、周辺の土地利用と一体的なレクリエーション空間としての活用を図る。

河川は、効果的な水利用及び地域における安全性の確保に努めるとともに、生態系に配慮した親水性のある河川づくりに努める。

水路は、浸水災害域での拡充を図り治水対策の向上を図るとともに、農業用水路の拡充及び維持改善にも努める。また、基地内の豊富な水量を活かし、農地はもとより集落域での利水を図る。

(5) 道路

一般道路は、村民の生活及び生活活動を拡充する基盤として、国・県道を軸とした広域ネットワークの形成及び身近な生活道路を拡充しつつ、必要な道路用地の確保を図る。

農道は、一般道路との整合性に留意し、新設整備及び既存農道の維持・改良を図る。

なお、これらの道路整備にあたっては、生活基盤関連事業等との調整を図るとともに、バリアフリーに配慮した空間整備を進める。また、沿道住民との協働で在来種を中心とした緑化や環境管理に努める。

(6) 宅地

住宅地については、今後とも住宅需要が増大するものと想定されるが、地域住民を主体に本村の自然・歴史的環境を活かした良好な住環境の形成を図る。市街化区域内においては、未利用地の有効活用を図り計画的な在来種等による緑地や小広場等のゆとりある空間を確保するとともに、公共下水道等の生活関連施設の整備を拡充し、誘導的な宅地化を進める。また、市街化調整区域においては、自然・歴史的環境と調和した個性ある集落景観の保全に配慮し、生活環境の維持・改善に努める。なお、市街化調整区域の新たな住宅需要については、集落内未利用地等の有効利用を推進するとともに、集落域の拡大については、農業環境の保全及び調和に留意し、十分な検討・調整を図る。さらに、返還予定の駐留軍用地については、国・県との連携を強化し、村民が安心して利活用できるよう、各種環境整備を含めた段階的な返還の実現を図り、良好な住環境基盤の整備を図る。

工業用地については、自然や生活環境との調和に配慮し、公害の防止や緩衝的緑地の確保等を図り、適正な誘導・配置を行う。

事務所、店舗、その他の宅地については、幹線道路沿道への集積を促進しつつ、新たな市街化開発の際には、地域型商業、サービス施設の集積を図る。

(7) その他

ア 公用・公共用施設の用地

公用・公共用施設等については、村民生活の根幹をなすものであり、今後の行政需要の増大と住民ニーズの多様化に対応しつつ、環境の保全及びその配置に留意する。また、集落特性を尊重しながら都市空間等、これらに必要な用地の確保を図るものとする。特に、公園・広場等、交流施設の計画的な整備を推進する。なお、墓地については、適正な立地誘導とあわせて、条例や墓苑の整備に努める。

イ 沿岸地域

沿岸域及び沿岸海域については、公園・宅地計画や交通計画等の都市基盤整備と十分な調整を取りながら、漁業の振興や、レクリエーション、観光等の活動に対応した海域の利活用を図る。また、安全で快適な海浜空間の形成を図り、防風・防潮林の整備を行う。

(8) 駐留軍用地

返還未定の駐留軍用地については、継続して早期の整理縮小及び返還を要請する。

同時に広域的な土地利用の動向及び地域ニーズを鑑みながら跡地の利活用計画を策定する。

第2 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1. 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) この計画の目標年次は令和11年(2029)とし、基準年次は平成30年(2018)とする。
- (2) 村土の利用に関して基礎的な前提となる人口及び世帯数は、「北中城村第四次総合計画」及び「北中城村都市計画マスタープラン」を踏まえ、令和11年(2029)において、おおよそ18,500人、6,200世帯と想定する。
- (3) 村土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目区分とする。
- (4) 村土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の村土の現況と推移についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、各種計画の動向に配慮しながら、利用区分について必要な土地の面積を予測し、土地利用の実態と調査を行い定める。
- (5) 村土の利用に関する基本構想に基づく令和11年(2029)の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

■村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha,%)

区分	年	平成30年	令和6年	令和11年	構成比		
		(2018)	(2024)	(2029)	平成30年	令和6年	令和11年
農地		197.0	195.0	186.1	17.1%	16.9%	16.1%
	畑	197.0	195.0	186.1	17.1%	16.9%	16.1%
森林		199.0	198.8	198.8	17.2%	17.2%	17.2%
原野等		16.0	14.4	14.4	1.4%	1.2%	1.2%
水面・河川・水路		12.0	12.4	12.4	1.0%	1.1%	1.1%
	水面	5.0	5.4	5.4	0.4%	0.5%	0.5%
	河川	5.0	5.0	5.0	0.4%	0.4%	0.4%
	水路	2.0	2.0	2.0	0.2%	0.2%	0.2%
道路		108.5	115.0	115.0	9.4%	10.0%	10.0%
宅地		224.0	258.0	265.3	19.4%	22.4%	23.0%
	住宅地	191.0	209.5	211.5	16.6%	18.2%	18.3%
	工業用地	1.0	1.0	1.0	0.1%	0.1%	0.1%
	その他	32.0	47.5	52.8	2.8%	4.1%	4.6%
その他		397.5	360.4	362.0	34.4%	31.2%	31.4%
合計		1,154.0	1,154.0	1,154.0	100%	100%	100%

※1. 「駐留軍用地」の面積については、「その他」に含まれる。

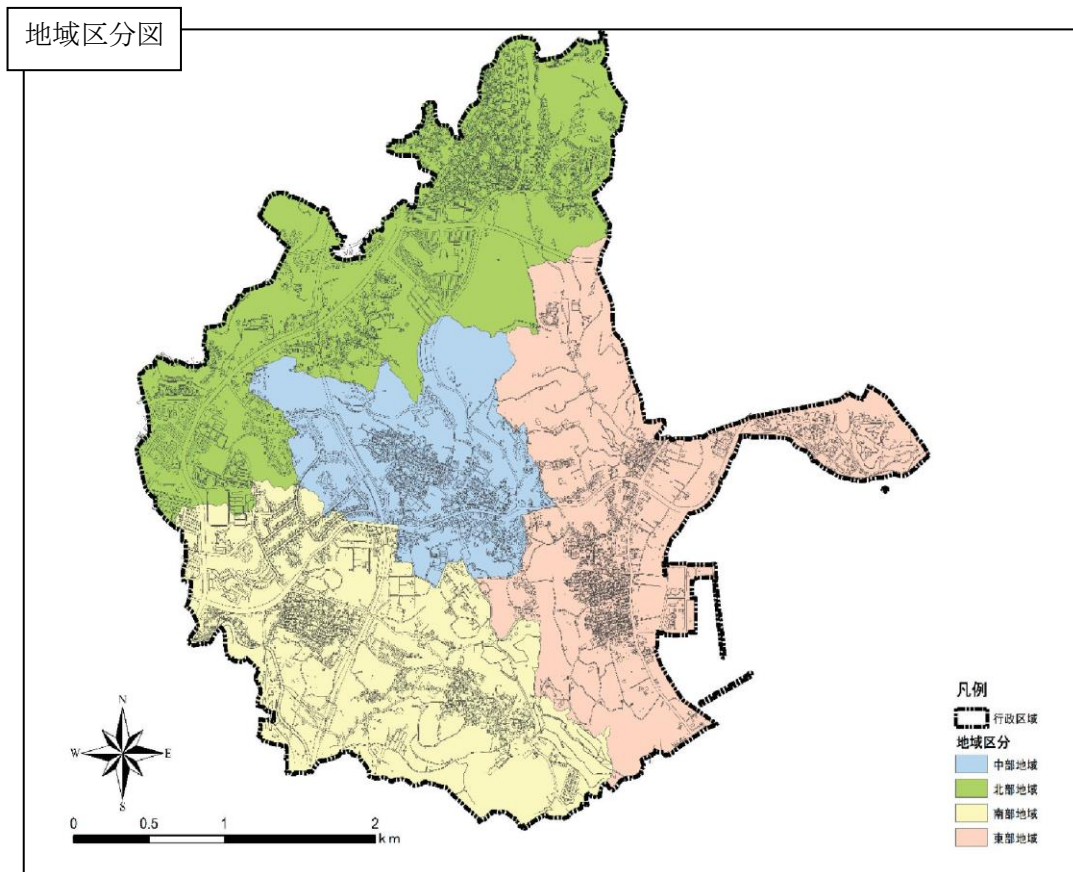
※2. 「その他の」大幅な減少については、アワセ土地区画整理事業の開発によるものである。


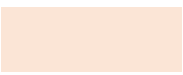


※3. 返還予定の駐留軍用地の面積については、令和6年度またはそれ以降の返還となり、本計画期間内では跡地の調査・基盤整備等の段階にあることが想定されるため、その値を「その他」に含める。

※4. 四捨五入の関係で、合計値がそれぞれの内訳を積算したものと一致しない。

2. 地域別の概要（地域別利用区分ごとの土地利用の目標）

ここでは、「村土利用の基本方針」、「地域類型別の村土利用の基本方向」、「利用区分の村土利用の基本方向」を踏まえ、地域別利用区分ごとの土地利用の目標を次のとおりとする。



凡例	地域名	構成
	中部地域	喜舎場・仲順
	東部地域	熱田・和仁屋・渡口・美崎・県営北中城団地
	北部地域	島袋・比嘉・ライカム・屋宜原・瑞慶覧
	南部地域	石平・安谷屋・荻道・大城

(1) 中部地域（喜舎場・仲順）

中部地域は、喜舎場・仲順からなる地域で、村土の約14%にあたる166haの面積を有し、うち24haが駐留軍用地に占められている。本地域は北側に石灰岩丘陵が東西に延び、その南面の緩やかな傾斜地に住宅が形成されている。また、主要地方道宜野湾北中城線周辺が市街化区域に指定され、役場をはじめ村の公用・公共用施設等の中心機能が集積する地域である。

中部地域では、丘陵周辺の斜面緑地を保全する条件整備を強化する。その自然環境の下で、多様な学習・交流が展開できる文化交流拠点を形成するとともに、地域住民の良好な住環境を保全する。さらに、役場や中央公民館、あやかりの杜、その他集落施設等、主要施設間のネットワークについては、バリアのない安全でかつ地域特性を活かした道路環境の形成を図る。なお、森林・原野域等における墓地については、無秩序な拡大を抑制する。

住宅地については、喜舎場・仲順の既存住宅地における生活環境の向上に努めるとともに、通過交通による渋滞の緩和を図る。また、数多く分布する歴史資源を活かした小広場（オープンスペース）や緑づくり等により、魅力ある地域づくりを促進する。さらに、返還が予定されている喜舎場ハウジング地区の一部については、駐留軍用地跡地の秩序ある都市基盤整備の検討及び周辺地区の渋滞緩和を踏まえた早期の道路拡張整備の促進を図る。

(2) 東部地域（熱田・和仁屋・渡口・美崎・県営北中城団地）

東部地域は、熱田・和仁屋・渡口・美崎・県営北中城団地からなる地域で、村土の約28%にあたる326haの面積を有する。本地域は、中城湾に面しており、北側に渡口川流域の複雑な丘陵地と、西側に南北に伸びる丘陵地に囲まれ、斜面緑地及び生産緑地に囲まれた沖積平野に宅地が広がる。本地域では、主要地方道宜野湾北中城線及び国道329号沿道周辺が市街化区域に指定され、また、臨海域における港湾・公園・公営住宅の整備等、都市的土地利用への転換が進められている。

東部地域では、農地・港湾域を活かした地域づくりと合せ、東海岸域における交流拠点等、本村の発展や地域の利便性に資する土地利用を目指し、秩序ある土地利用に向けた市街化編入等を検討する。農地・港湾域については、この資源を活かした地場産品づくりを展開し、また臨海域では、運動公園及び親水空間等の活用によるスポーツ・レクリエーション拠点機能の維持や拡充について関係機関等へ要望することで、生涯学習活動を促進する。さらに、埋立地においては、防災の面から避難路に資する交通ネットワーク及び保安林の保全に配慮する。特に、国道329号については、東海岸地域との広域連携を見据えた沿道利用を図るとともに、県道宜野湾北中城線、バイパス沿道における生活利便性施設の誘導について検討する。

住宅地については、熱田・和仁屋・渡口の既成住宅地における生活環境の向上に努めるとともに津波や土砂災害に対応する避難場所・避難経路の確保に努める。

(3) 北部地域（島袋・比嘉・ライカム・屋宜原・瑞慶覧）

北部地域は、沖縄市、北谷町に隣接する島袋・比嘉・ライカム・屋宜原・瑞慶覧からなる地域で、村土の32%にあたる368haの面積を有し、うち92haが駐留軍用地に占められている。

北部地域の北側（島袋・比嘉・ライカム）は、丘陵台地上にあり、北東部の丘陵地を背にその南側の住宅地が徐々に西方へと拡大し、南側は、渡口川流域の複雑な急崖となっている。本地域は、沖縄市の都市圧が強いことから大部分が市街化区域に指定されている。一方、防災については、集中豪雨の際に浸水災害に見舞われるなどの災害が生じている。

北部地域の西部（屋宜原・瑞慶覧）では、丘陵台地上にあり穏やかな谷底に住宅地が形成され、国道 330 号沿道には、商業地が点在する。

北部地域では、ライカム地区東部の丘陵地において村の活性化や魅力向上に寄与する土地活用を検討するとともに、本村における墓地の拡散防止に向けた公営墓地の整備を推進している。

また、駐留軍用地跡地における既存の都市機能との役割分担を踏まえつつ、交通結節点等、村の活性化や魅力向上に寄与する土地活用を検討し、国道 330 号の沿道においては、沿道型土地利用を推進するため、必要に応じて都市計画環境の整備（市街化区域編入等）を検討する。

住宅地については、既存住宅地の生活環境の向上に努めるとともに、老朽化住宅や細街路の解消、浸水被害に対応した調整池や水路等の整備を推進する。

新たな住宅ニーズについては、集落内未利用地等の有効活用を促進し、無秩序な開発を抑制する。また、定住の受け皿として、ライカム地区における住宅地整備・基盤整備を進めるとともに、緑化の推進等、市街地の質の向上に努める。

なお島袋野比灘原地区においては、沖縄こどもの国の拡張計画地として、広域的なスポーツ・レクリエーション機能及び学習機能の充実を図る。

駐留軍用地の返還が予定されているロウラー・プラザ住宅地区については、既存の都市機能との役割分担を踏まえた土地利用を図る。その計画・整備に際しては、既存地形や道路等の基盤を活かすとともに、隣接市町村と周辺地域の環境の変化を見込んだ土地利用計画を図る。

（4）南部地域（石平・安谷屋・荻道・大城）

南部地域は、宜野湾市、中城村に隣接する石平、安谷屋と、中城村に隣接する荻道、大城からなる地域で、村土の約 26%にあたる 294ha の面積を有し、うち 48ha が駐留軍用地に占められている。

南部地域の西側（石平・安谷屋）は、東部の丘陵地と南部の河畔（普天間川）の平地で構成されている比較的緩やかな地形で、安谷屋グスクの小起伏丘陵の南面に安谷屋、その西側に石平の宅地が位置し、戦後、東部丘陵地に米軍貸住宅が形成された。本地域には、北東部及び南部には農地が分布し、また沖縄自動車道や国道 330 号、主要地方道宜野湾北中城線の広域幹線道路に囲まれた交通の要衝である。

南部地域の東側（荻道・大城）は、イームイ（上の森）と呼ばれる丘陵の南側に集落が位置し、全面的に起伏に富んだ地域で、集落内には湧泉が多く残っている。その南方の中城城跡（国指定史跡・世界遺産登録）は、広域公園（都市公園）として整備が進められ、あわせて荻道・大城で景観形成地区（全村植物公苑づくり条例）に指定され、地域住民を主体に各種まちづくり活動を展開している。また、本地域の北部と南部には農地がある。

南部地域では、既存農地の積極的な活用による保全を図るとともに、安谷屋地区の優良

農地等において、高度化に向けた基盤整備を行い、生産拡大を図る。また、自然緑地を保全し、その集客力を活かした地域住民との各種交流環境の拡充や、自然学習環境の整備を図るため、普天間川河畔については、安全な治水対策とあわせて親水空間を形成し、農地については生産用地及び地域の交流資源として活用するとともに、農を活かした多面的な利活用を図る。さらに、村民の生活利便性の向上だけでなく、防災や観光振興においても重要な役割を果たす（仮）北中城南北線について必要性を検討する。

住宅地については、集落内未利用地等の有効利用を促進し、集落域の拡大については、農業環境の保全及び調和に留意し、農業振興地域農用地区域外での転用を優先する。また、住環境については各種条例の活用とあわせ、引続き地域住民のまちづくり活動を促進する。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1. 公共の福祉の優先

村土については、公共の福祉を第一義に、自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮し、適正な利用が図れるように努める。このため、計画的な規制・誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

2. 国土利用計画法等の適正な運用

国土利用法及びそれに関連する土地利用計画法の適正な運用に努めるとともに、国土利用計画法に基づく本計画を基本としつつ、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用を図る。また、その際においては、土地の利用による広域への影響等も踏まえ、関係行政機関と連携し、適正な管理を図る。

3. 地域整備施策の推進

本村のまちづくりの将来像「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむらきたなかぐすく」の実現を目指し、住民の利便性に配慮した計画的な社会資本の蓄積を図るとともに、各地域の個性・多様性を活かした生活環境基盤施設の整備に努め、村土の均衡ある発展を図る。

4. 村土の保全と安全性の確保

村土の保全と安全性の確保のため、森林地域の保全に努めるとともに、緑地の育成を図る。また、各種開発等に関しては、地形等自然条件に十分配慮する。

近年、顕在化しつつある気候変動によって、これまでの想定を超える自然災害が発生しうることとも考慮しつつ、災害時に村土の安全性を確保するため、防災機能の確保に配慮した施設配置と土地利用の適正化を図るとともに、基幹的交通、通信ネットワークの充実及び代替性の確保等を図る。また、市街地等において、災害に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の整備・充実、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化、多元化、危険地域について情報の周知等を図る。

5. 環境の保全と美しい村土の形成

豊かな緑に囲まれた風景や湧泉・海域等に恵まれた村土の特性に十分配慮し、森林や農地の保全と適切な維持管理をはじめ、地形の無秩序な改変抑制に努める。また、河川の汚染を防ぐため、耕土の流出防止や生活排水処理等の対策に努める。

廃棄物発生抑制とリサイクルを一層進めるとともに、関係機関との調整の上、発生した廃棄物の適正な処理を図る。また、廃棄物の不適正処理の防止と適切且つ迅速な原

状回復に努める。

自然風景、希少性等の観点からみてすぐれた自然については、行為規制等により適正な保全を図る。また、市街地等、自然が減少した地域においては、積極的に自然の創出と量的確保を図る。

歴史的風土の保存、文化財の保全等を図るため、開発行為の規制を行う。また、斜面や稜線の緑、農地や集落景観等、魅力ある田園風景を形づくる要素の維持及び育成を図る。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業については、良好な環境を確保するため、事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を実施すること等により、適切な環境配慮を促進するとともに、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業とならない小規模な開発事業についても、適切な環境への配慮がなされるよう、第2次沖縄県環境基本計画【改訂計画】における「環境への配慮指針」に基づき、環境への負荷の少ない土地利用を進める。

開発行為等については、「沖縄県県土保全条例」、「沖縄県赤土等流出防止条例」等の各種規制措置等により、適正に処理する。また、村土及び環境保全を企図した条例の制定を図り、開発行為の制限・誘導の整備の構築に努める。

6. 土地利用転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合においては、その不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他自然的・社会的条件を勘案して適正に行う。また、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き地、空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用からの転換を抑制する。

イ 森林の利用転換については、災害の発生や環境の悪化等による多面的機能の低下を防止することに十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図るものとする。また、原野等の利用転換については、環境の保全に配慮しつつ周辺の土地利用との調整を図る。

ウ 農地の利用転換については、農産物生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に十分留意するとともに、非農業的土地利用との計画的な調整、無秩序な転換抑制を図りつつ、優良農地が適正に確保できるよう十分配慮する。

エ 大規模な土地利用の転換については、地域に与える自然的社会的影響が広範であるため、周辺地域を含めて事前に十分な調整を行い、村土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正に進めるものとする。また、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、北中城村第四次総合計画等、まちづくりに関する計画との整合を図る。

7. 土地の有効利用の促進

- ア 農地については、生産組織や担い手、新規就農者等の育成を図るとともに、生産性の拡充と経営の安定化を図るため、生産基盤の整備支援、適正な維持管理を推進する。耕作放棄地等については、今後の利用動向等に配慮しつつ、農地中間管理機構や北中城村農地バンク制度を活用した担い手への集積・集約化を促進し、農地の流動化対策による遊休化の抑制を図るなど、有効利用に向けた必要な措置を構ずる。
- イ 森林については、既成森林の適切な保全に努める。また、都市近郊における貴重な森林レクリエーションの場、環境学習の場として多面的機能の活用促進を図る。
- ウ 原野等については、周辺土地利用との調和に配慮しつつ、農地、宅地、公用・公共施設等への転用による有効活用を図る。
- エ 水面・河川・水路については、治水及び利水機能の発揮に留意していくとともに、農業生産の向上と自然環境の保全のため必要な用地の確保・整理を図る。また、生物の多様な生育・生息環境としての機能を発揮できるよう、必要な水量・水質の確保や環境整備を図るとともに、地域景観と一体となった水辺空間、水と人とのふれあいの場の形成を図る。
- オ 道路については、駐留軍用地の開発における公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化を推進するとともに、既存道路においては、安全で快適な道路環境の形成を図る。
- カ 宅地のうち、住宅については、居住環境の質的向上を図るとともに、計画的な住宅の形成に努めるものとする。また、将来の住宅需要への対応に際しては、自己用住宅の立地緩和区域に指定された既存集落内への立地を前提とし、無秩序な開発を抑制する。
- 工業用地については、周辺環境との調和、近隣市町村における工業立地状況等も勘案しつつ、適正な配置に努める。
- キ その他の土地利用のうち、公用・公共施設については、行政需要やレクリエーション需要に対応するため、施設の適正配置とその整備に努める。

8. 村土に関する調査の推進及び成果の普及・啓発

村土の適正な土地利用を図るため、必要に応じて土地利用の現況や自然的、社会的、文化的条件などの村土に関する基礎的調査や村土利用に関する実態把握等を行なうとともに、その総合的な利用を図る。

また、開発行為や土地利用転換等に関する情報を事前に収集整理し、それらの情報が有効かつ的確に利活用されるようシステム化を図ること等により、土地利用等の適切な運用に資するとともに、住民の村土に関する理解の促進を図るため、調査結果の普及・啓発に努める。

【説明資料】

1. 計画における主要指標

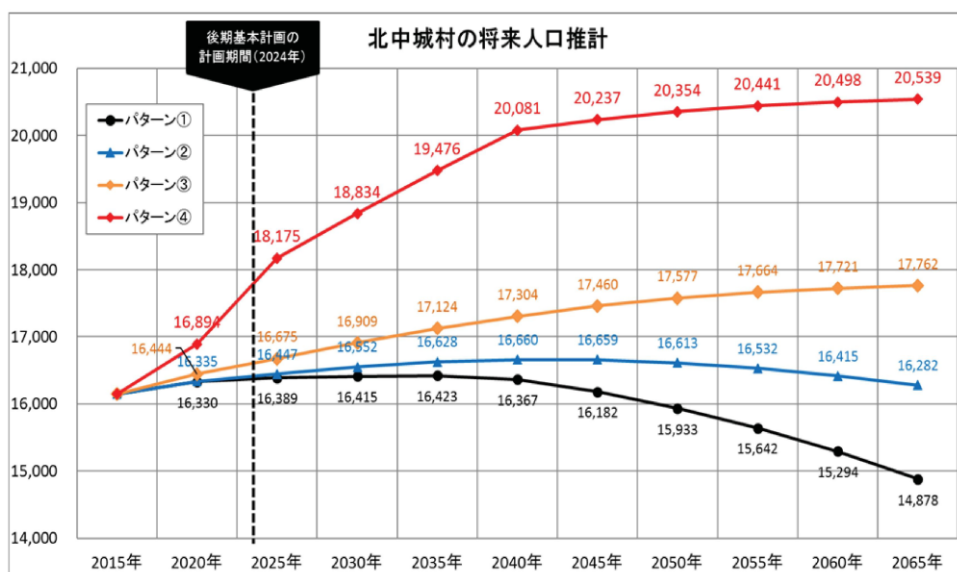
①-1 人口・世帯数の推移

(単位：人、%、世帯、人/km²)

		H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	
人口	人口	総数 (人)	15,023	15,745	15,790	15,951	16,148
		構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		男 (人)	7,167	7,475	7,564	7,680	7,780
		構成比 (%)	47.7	47.5	47.9	48.1	48.2
		女 (人)	7,856	8,270	8,226	8,271	8,368
		構成比 (%)	52.3	52.5	52.1	51.9	51.8
	増加数	総数 (人)	1,316	722	45	161	197
		男 (人)	598	308	89	116	100
		女 (人)	718	414	-44	45	97
	増加率	全体 (%)	9.6	4.8	0.3	1.0	1.2
男 (%)		9.1	4.3	1.2	1.5	1.3	
女 (%)		10.1	5.3	-0.5	0.5	1.2	
人口密度 (人/km ²)		1305.2	1366.8	1369.5	1383.4	1399.3	
世帯	世帯数	4,374	4,850	5,096	5,220	5,541	
	増減	増加数	597	476	246	124	321
		増加率	15.8	10.9	5.1	2.4	6.1
	1世帯当たりの人員	3.4	3.2	3.1	3.1	2.9	
面積		11.51	11.52	11.53	11.53	11.54	

出典：国勢調査

①-2 将来人口推計



【人口の将来展望】

パターン①：社会保障人口問題研究所推計（平成 29 年推計）

パターン②：出生率上昇+社会増減均衡（ゼロ）

→パターン①に出生率が2030年までに人口置換水準（2.1）まで改善する、かつ2020年以降社会増減なしで推移の場合

パターン③：出生率上昇+社会増減独自設定

→パターン①に出生率が2030年までに人口置換水準（2.1）まで改善する、かつ2020年以降社会増（100人/5年、主に年少・生産年齢人口）で推移の場合

パターン④：出生率上昇+社会増減独自設定+ライカム地区定着

→パターン③に、2040年までにライカム地区の計画人口2,777人に達する場合

出典：北中城村第4次総合計画

②就業人口の推移

(単位：人、%)

	H7 (1995)		H12 (2000)		H17 (2005)		H22 (2010)		H27 (2015)	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
	6,205	100%	6,391	100%	6,223	100%	6,244	100%	6,249	100%
第1次産業	250	4.0%	186	2.9%	156	2.5%	124	2.0%	100	1.6%
農業	241	3.9%	179	2.8%	152	2.4%	114	1.8%	90	1.4%
林業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
漁業	9	0.1%	7	0.1%	4	0.1%	9	0.1%	10	0.2%
第2次産業	1,250	20%	1,247	20%	1,102	18%	978	16%	950	15%
鉱業	0	0.0%	2	0.0%	3	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
建設業	937	15.1%	975	15.3%	835	13.4%	711	11.4%	675	10.8%
製造業	313	5.0%	270	4.2%	264	4.2%	267	4.3%	274	4.4%
第3次産業	4,690	75.6%	4,912	76.9%	4,920	79.1%	4,706	75.4%	4,740	75.9%
卸売り・小売業・飲食業	1,519	24.5%	1,577	24.7%	1,611	25.9%	1,443	23.1%	1,390	22.2%
金融・保険業	159	2.6%	167	2.6%	123	2.0%	117	1.9%	80	1.3%
不動産業	65	1.0%	74	1.2%	74	1.2%	121	1.9%	128	2.0%
運輸・通信業	339	5.5%	347	5.4%	372	6.0%	383	6.1%	372	6.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	37	0.6%	36	0.6%	36	0.6%	38	0.6%	40	0.6%
サービス業	2,289	36.9%	2,391	37.4%	2,437	39.2%	2,327	37.3%	2,424	38.8%
公務	282	4.5%	320	5.0%	267	4.3%	277	4.4%	306	4.9%
分類不能	15	0.2%	46	0.7%	45	0.7%	436	7.0%	459	7.3%

出典：国勢調査

③農家戸数

(単位：人、戸、%)

		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	
農家数 (戸)	実数	521	353	290	200	207	174	119	
	増減率 (対S60年比)	-	-32.2	-44.3	-61.6	-60.3	-66.6	-77.2	
販売農家数 (戸)	実数	521	353	290	95			26	
	増減率 (対S60年比)	-	-32.2	-44.3	-81.8	-100.0	-100.0	-95.0	
専業農家数 (戸)	実数	93	63	66	33	30	18	12	
	増減率 (対S60年比)	-	-32.3	-29.0	-64.5	-67.7	-80.6	-87.1	
兼業農家数 (戸)	実数	428	290	224	62	40	26	16	
	増減率 (対S60年比)	-	-32.2	-47.7	-85.5	-90.7	-93.9	-96.3	
	第一種兼業 (戸)	実数	86	73	32	16	7	9	5
		増減率 (対S60年比)	-	-15.1	-62.8	-81.4	-91.9	-89.5	-94.2
	第二種兼業 (戸)	実数	342	217	192	46	33	17	9
		増減率 (対S60年比)	-	-36.5	-43.9	-86.5	-90.4	-95.0	-97.4

出典：農林業センサス

④経営耕地面積

(単位：a、%)

		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
経営耕地面積	実数	15,982	11,931	8,635	4,252	3,200	2,218	1,600
	増減率 (対S60年比)	-	-25.3	-46.0	-73.4	-80.0	-86.1	-90.0
田	実数	9	0	0	0	0	0	0
	増減率 (対S60年比)	-	-100	-100	-100	-100	-100	-100
畑	実数	15,370	11,928	8,421	4,173	3,000	2,114	1,500
	増減率 (対S60年比)	-	-22.4	-45.2	-72.8	-80.5	-86.2	-90.2
樹園地	実数	167	3	214	79	200	104	100
	増減率 (対S60年比)	-	-98.2	28.1	-52.7	19.8	-37.7	-40.1
一戸あたり経営耕地	実数	30.7	33.8	29.8	21.3	15.9	13.7	12.6
	増減率 (対S60年比)	-	10.1	-2.9	-30.6	-48.2	-55.4	-59.0

出典：統計きたなかぐすく

⑤用途別農地転用の状況

単位：㎡

年度	総数		住宅	道	店舗	保育所	その他 (墓地等)
	面積	件数					
平成24年度	3,842	13	5				8
平成25年度	7,614	16	6				10
平成26年度	8,110	17	7		1		9
平成27年度	10,827	15	9				6
平成28年度	6,339	16	10		1		5
平成29年度	5,012	20	14				6

出典：統計きたなかぐすく

⑥工業の推移

	H7			H12			H17			H22			H26		
	事業所数	従業員数 (人)	製造品 出荷額 (万円)	事業所数	従業員数 (人)	製造品 出荷額 (万円)	事業所数	従業員数 (人)	製造品 出荷額 (万円)	事業所数	従業員数 (人)	製造品 出荷額 (万円)	事業所数	従業員数 (人)	製造品 出荷額 (万円)
合計	23	364	281,565	19	359	198,095	12	84	34,704	4	74	32,314	3	62	36,576
食料品製造業	5	247	188,329	4	253	150,745	1	6	X	1	21	X	1	18	X
飲料・たばこ・飼料製造業	2	X	X	2	X	X	2	10	X	1	6	X	-	-	-
家具・装備品製造業	1	X	X	1	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	X	X	1	X	X	1	14	X	-	-	-	-	-	-
印刷・同関連業	3	13	10,411	2	X	X	1	2	X	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品製造業	3	X	X	4	X	X	4	6	X	-	-	-	1	10	X
金属製品製造業	7	69	45,689	5	62	29,386	3	46	23,673	2	47	X	1	34	X

出典：工業統計調査

⑦商業の推移

	事業所数				従業員数(人)				年間販売額(万円)			
	H19	H24	H26	H28	H19	H24	H26	H28	H19	H24	H26	H28
卸売業	14	5	6	9	101	39	42	109	260,900	87,600	106,500	313,400
小売業	132	88	75	190	517	318	390	1,657	727,800	661,000	674,200	2,314,000
各種商品小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繊維・衣服・身の回り小売業	7	4	2	58	12	8	6	431	3,100	2,200	x	548,300
飲食品小売業	43	27	24	46	252	127	179	710	245,200	198,100	219,700	783,700
機械器具小売業	28	19	20	25	59	44	62	78	50,500	33,900	63,100	182,400
その他小売業	54	38	28	61	194	139	96	438	429,000	426,800	391,400	799,600
無店舗小売業	-	-	1	-	-	-	47	-	-	-	x	-
合計	146	93	81	199	618	357	432	1,766	988,700	748,600	780,700	2,627,400

出典：沖縄の商業

⑧売り場面積と年間販売額の推移

(単位：m、万円/事業所・人、m)

	売り場面積 (m ²)			1店舗あたり年間販売額 (万円/事業所)			1人あたり年間販売額 (万円/m ²)			1m ² あたり年間販売額 (万円/m ²)		
	H16	H19	H26	H16	H19	H26	H16	H19	H26	H16	H19	H26
卸売業	-	-	-	21,633	18,636	17,750	2,386	2,583	2,536	-	-	-
小売業	6,081	8,465	4,341	4,484	5,514	8,989	1,278	1,408	1,729	50	99	155
全体	6,081	8,465	4,341	6,210	6,772	9,638	1,527	1,600	1,807	50	152	180

出典：「沖縄県の商業」

⑨道路交通量

路線名	起点側路線名	終点側路線名	観測地点	自動車交通量 (平日12時間)			混雑度
				平成22年	平成27年	伸び率	
沖縄自動車道	那覇北中城線 (北中IC)	宜野湾北中城線 (喜舎場SIC)	北中城IC～喜舎場スマートIC	54,804	43,405	0.79	1.02
一般国道330号	沖縄環状線	県道130号線	北中城村瑞慶覧	36,400	30,436	0.84	1.58
一般国道330号	県道130号線	宜野湾北中城線	北中城村瑞慶覧	36,400	30,436	0.84	1.11
那覇北中城線	県道35号線	沖縄自動車道	北中城村安谷屋	18,602	18,087	0.97	1.43
那覇北中城線	沖縄自動車道	宜野湾北中城線	北中城村安谷屋	18,602	18,087	0.97	1.43
宜野湾北中城線	一般国道330号線	那覇北中城線	北中城村安谷屋	20,562	23,233	1.13	1.02
宜野湾北中城線	県道146号線	一般国道329号線	北中城村仲順	17,355	19,248	1.11	1.89
沖縄環状線		北中城村・沖縄市境	北中城村渡口	-	17,038	-	0.61
県道22号線	一般国道330号線	北中城村・沖縄市境	北中城村島袋	12,830	5,439	0.42	0.69
県道146号線	宜野湾北中城線	北中城村・中城村境	北中城村大城	4,160	3,663	0.88	0.48

出典：一般道路交通量調査

⑩指定文化財

平成29年度現在

指定	名称	所在地	種類	指定年月日
国	中城城跡	中城村～北中城村	記念物：史跡	昭和47年5月15日
国	荻堂貝塚	荻道	記念物：史跡	昭和47年5月15日
国	中村家住宅	大城	重要文化財：建造物	昭和47年5月15日
県	渡口のテラ	渡口	有形：民俗	昭和56年2月9日
県	三線 (与那型)	喜舎場	有形：工芸	昭和33年8月15日
県	沖縄伝統音楽湛水流	島袋	無形：民俗	昭和47年12月28日
村	棒術	喜舎場	無形：民俗	昭和57年3月18日
村	獅子舞い	喜舎場	無形：民俗	昭和57年3月18日
村	喜舎場の籠屋 ^{ガンヤ}	喜舎場	有形：民俗	平成7年6月16日
村	喜舎場の石獅子 ^{シーサー}	喜舎場	有形：民俗	平成7年6月16日
村	喜舎場のウフカー	喜舎場	記念物：史跡	平成16年8月5日
村	ナス御獄 ^{ウタキ}	仲順	記念物：史跡	平成7年6月16日
村	南島 フェースシマー	熱田	無形：民俗	昭和55年2月9日
村	渡口の印部土手石 (ノル石)	渡口	記念物：史跡	平成9年10月1日
村	渡口の梵字の碑 (アピラウンケン)	渡口	有形：民俗	平成9年10月1日
村	赤木名節	島袋	無形：民俗	平成14年12月12日
村	中城若松の墓	安谷屋	記念物：史跡	昭和57年3月18日
村	根所の火の神	安谷屋	有形：民俗	平成14年12月12日
村	荻道ヒージャーガー	荻道	有形：民俗	平成22年3月16日
村	大城のイリスカー	大城	記念物：史跡	平成16年8月5日

出典：統計きたなかくすく

①法規制現況

規制区分		面積 (ha)	備考
都市計画区域		1,154	都市計画法
市街化区域		263	
用途地域	第1種低層住居専用地域	170.3	
	第2種低層住居専用地域	4.6	
	第1種中高層住居専用地域	10.8	
	第1種住居地域	29.8	
	第2種住居地域	12.6	
	準住居地域	12.0	
	商業地域	20.6	
	準工業地域	2.7	
市街化調整区域		891	
農業振興地域		658.0	農業振興地域の整備に関する法律
農用地区域		138.8	
農用地以外の農振区域		519.2	
史跡・名勝・天然記念物		1.7	文化財保護法、文化財保護条例
史跡		1.7	
名勝		-	
天然記念物		-	
地すべり防止区域		78.2	地すべり等防止法
森林地域		199	森林法、国有林野法
国有林		-	
民有林		199	

出典：沖縄県土地利用規制現況図説明書

2. 国土利用区分の定義

利用区分	定義等	備考
1. 農地	・農地法第2条第1項に定める農地とする。	①田+②畑
①田	水田(湖畔を含む。)	税務課固定資産税概要調書
②畑	・茶畑、桑畑、その他樹園地を含む。	
2. 森林	・国有地と私有地の合計である。なお、林道は含まない。	①国有林+②私有林
①国有林	・国有林野法第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。 ・旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。 ・林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。	沖縄県地域森林計画
②私有林	・森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める私有林。 ・地域森林計画対象私有林のみである。	
3. 原野等	・現況が他の利用区分に属さない採草放牧地、野草、小かん木類の生育する土地。	①原野+②採草放牧地
①原野	・国有林野法第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。 ・旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。 ・林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。	税務課の原野面積より県林務課の森林面積を差し引いたもの
②採草放牧地	・農用地のうち「田」「畑」以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。	税務課固定資産税概要調書
4. 水面・河川・水路	・水面、河川及び水路の合計である。	①水面+②河川+水路
①水面	・湖沼(人口湖及び天然湖)並びにため池の満水時の水面である。	現状調査
②河川	・河川法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。	
③水路	・農業用排水路。	
5. 道路	・一般道、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。 ・なお、私道、道路運輸法第2条第8項の自転車道及び港湾道路は含まない。	①一般+②その他
①一般	・国道、県道、村道及び高速自動車国道の合計である。	・国・県・町:「道路施設現況調書」 ・高速自動車国道:「固定資産台帳」
②その他	・農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び農道延長に一定幅員を乗じた圃場内外農道の合計である。 ・国有林林道及び私有林林道。	農道台帳
6. 宅地	・建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	
①住宅地	・「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地と、非課税地積のうちの都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地等の合計である。	税務課固定資産税概要調書
②工場用地	・工業の用に供する土地で、原則として工業統計の事業所敷地面積について全数調査をして得た面積。但し、住宅併用は除く。	
③その他の宅地	・①、②の区分いづれにも該当しない宅地で、宅地から①～②の合計を減じて得た面積。主に事務所・店舗等。	
7. その他	・上記の地目に属さない土地。公共施設用地(学校等)、ゴルフ場、駐留軍用地、海岸等。	町面積-上記地目面積
村面積	・国土交通省国土地理院が示す値	全国都道府県市区町村別面積調

3. 人口の推移と目標

		平成22年 (国勢調査)	平成27年 (国勢調査)	令和6年 (想定)	令和11年 (想定)
人口	総数	15,951	16,148	18,000	18,500
	増加数(5年前との比較)	-	197	-	500
	増加率(5年前との比較)	-	1.2	-	2.8
	人口密度(人/km ²)	1,382	1,399	1,560	1,603
世帯数	総数	5,220	5,541	6,000	6,200
	増加数(5年前との比較)	-	321	-	200
	増加率(5年前との比較)	-	6.1	-	3.3
	一世帯当り人口	3.06	2.91	3.00	2.98

※面積は11.54km²を用いた。

4. 利用区分ごとの村土利用の推移

年度/ 地目区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
農地	202.0	201.0	200.0	200.0	200.0	199.0	199.0	198.0	198.0	197.0
田	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑	202.0	201.0	200.0	200.0	200.0	199.0	199.0	198.0	198.0	197.0
森林	191.0	191.0	191.0	198.0	198.0	198.0	198.0	198.0	199.0	199.0
国有地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
民有地	191.0	191.0	191.0	198.0	198.0	198.0	198.0	198.0	199.0	199.0
原野等	22.0	21.0	24.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	16.0	16.0
原野	22.0	21.0	24.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	16.0	16.0
採草放牧地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水面・河川・水路	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	12.0	12.0	12.0
水面	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0
河川	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
水路	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
道路	103.0	103.0	103.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	108.5
一般	97.0	97.0	97.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	102.5
高速道路	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
国道	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
県道	23.0	23.0	23.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0
村道	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	43.5
その他	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
農道	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
林道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宅地	218.0	219.0	219.0	220.0	220.0	221.0	222.0	223.0	223.0	224.0
宅地	185.0	186.0	186.0	187.0	187.0	188.0	189.0	190.0	190.0	191.0
工場	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
その他	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0
その他	406.0	407.0	405.0	401.0	401.0	401.0	401.0	400.0	400.0	397.5
その他	195.0	196.0	241.0	237.0	237.0	237.0	237.0	236.0	236.0	233.5
米軍用地	211.0	211.0	164.0	164.0	164.0	164.0	164.0	164.0	164.0	164.0
村面積	1,153.0	1,153.0	1,153.0	1,153.0	1,153.0	1,153.0	1,154.0	1,154.0	1,154.0	1,154.0

出典：企画振興課資料

5. 土地利用転換マトリックス

土地転換マトリックス(令和6年)

	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	平成30年
農地		0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	197.0
森林	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	199.0
原野等	0.0	0.0		0.0	0.2	0.0	1.4	16.0
水面・河川・水路	0.0	0.0	0.0		0.0	-0.2	-0.2	12.0
道路	0.0	0.0	-0.2	0.0		0.0	-6.3	108.5
宅地	-2.0	0.0	0.0	0.2	0.0		-32.2	224.0
その他	0.0	-0.2	-1.4	0.2	6.3	32.2		397.5
計	-2.0	-0.2	-1.6	0.4	6.5	34.0	-37.1	1,154.0
埋立	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	-2.0	-0.2	-1.6	0.4	6.5	34.0	-37.1	1,154.0
令和6年	195.0	198.8	14.4	12.4	115.0	258.0	360.4	1,154.0

土地転換マトリックス(令和11年)

	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	平成30年
農地		0.0	0.0	0.0	0.0	9.3	1.6	197.0
森林	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	199.0
原野等	0.0	0.0		0.0	0.2	0.0	1.4	16.0
水面・河川・水路	0.0	0.0	0.0		0.0	-0.2	-0.2	12.0
道路	0.0	0.0	-0.2	0.0		0.0	-6.3	108.5
宅地	-9.3	0.0	0.0	0.2	0.0		-32.2	224.0
その他	-1.6	-0.2	-1.4	0.2	6.3	32.2		397.5
計	-10.9	-0.2	-1.6	0.4	6.5	41.3	-35.5	1,154.0
埋立	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	-10.9	-0.2	-1.6	0.4	6.5	41.3	-35.5	1,154.0
令和11年	186.1	198.8	14.4	12.4	115.0	265.3	362.0	1,154.0

6. 地目別土地利用の推計

① 農用地の将来面積の推計

【利用区分:ha】				※各種事業計画等による他の地目への転用面積を基準面積から減ずる。
	平成30年	令和6年	令和11年	
農地	197.0	195.0	186.1	
農地	197.0	195.0	186.1	

農地	令和6年										令和11年											
	農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計	農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-2.0	0.0	0.0	0.0	-2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-4.0	0.0	-5.3	-1.6	-10.9

【備考】

※各事業計画の地目別転用面積(中間年/目標年)

① 農を活かした健康福祉活動の発展に資する基本構想・基本計画にある拠点整備における農地の減少(R6:0ha/R11:-6.9ha)
(内訳 其他宅地:-5.3ha 其他:-1.6ha)

② その他、個別開発による用途変更等による農地の減少(R6:-2ha/R11:-4ha)
⇒用途別農地転用の状況を勘案して設定(農地転用H24実績(最小値)を採用0.4ha*5年=2ha)

② 森林の将来面積の推計

【利用区分:ha】				※各種事業計画等による他の地目への転用面積を基準面積から減ずる。
	平成30年	令和6年	令和11年	
森林	199.0	198.8	198.8	
国有林	0.0	0.0	0.0	
民有林	199.0	198.8	198.8	

民有林	令和6年										令和11年											
	農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計	農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	-0.2

【備考】

※各事業計画の地目別転用面積(中間年/目標年)

① 公営墓地整備事業による墓地整備による森林の減少(R6:-0.2ha/R11:-0.2ha)

③ 原野等の将来面積の推計

【利用区分:ha】				※各種事業計画等による他の地目への転用面積を基準面積から減ずる。
	平成30年	令和6年	令和11年	
原野等	16.0	14.4	14.4	
原野	16.0	14.4	14.4	
採草放牧地	0.0	0.0	0.0	

原野	令和6年										令和11年											
	農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計	農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計
	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	-1.4	-1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	-1.4	-1.6

【備考】

※各事業計画の地目別転用面積(中間年/目標年)

① 中城アクセス線拡幅工事による原野の減少(R6:0.2ha/R11:0.2ha)

② 公営墓地整備事業による墓地整備による原野の減少(R6:-1.4ha/R11:-1.4ha)

④ 水面・河川・水路の将来面積の推計

【利用区分:ha】				
	平成30年	令和6年	令和11年	※調整池の整備による水面の増加面積を基準面積に加える。
水面・河川・水路	12.0	12.4	12.4	
水面	5.0	5.4	5.4	
河川	5.0	5.0	5.0	
水路	2.0	2.0	2.0	

【推計】		令和6年										令和11年											
		農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計	農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計
水面		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.4
河川		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水路		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.4

【備考】

※各事業計画の地目別転用面積(中間年/目標年)

① 3～5号調整池の整備による水面の増加(R6:0.4ha/R11:0.4ha)

⑤ 道路の将来面積の推計

【利用区分:ha】				
	平成30年	令和6年	令和11年	※アワセ土地区画整理事業及び一般道路整備事業計画における道路の増加面積を基準面積に加える。
道路	108.5	115.0	115.0	
一般道	102.5	109.0	109.0	
農道	6.0	6.0	6.0	
林道	0.0	0.0	0.0	

【推計】		令和6年										令和11年											
		農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計	農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計
一般道		0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	6.5	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	6.5
農道		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林道		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【備考】

※各事業計画の地目別転用面積(中間年/目標年)

① アワセ土地区画整理事業に伴う開発による増加(R6:6.3ha/R11:6.3ha)

② 中城アクセス線拡幅工事による道路幅員の増加(R6:0.2ha/R11:0.2ha)

⑥ 宅地の将来面積の推計

【利用区分:ha】				
	平成30年	令和6年	令和11年	※アワセ土地区画整理事業による宅地の増加面積を基準面積に加える。 ※各種事業計画等による他の地目への転用面積を基準面積から減ずる。
宅地	224.0	258.0	265.3	
住宅地	191.0	209.5	211.5	
工業用地	1.0	1.0	1.0	
その他	32.0	47.5	52.8	

【推計】		令和6年										令和11年											
		農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計	農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計
住宅地		2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	0.0	0.0	16.7	18.5	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	0.0	0.0	16.7	20.5
工業用地		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他宅地		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.5	15.5	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.5	20.8
計		2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	0.0	0.0	32.2	34.0	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	0.0	0.0	32.2	41.3

【備考】

※各事業計画の地目別転用面積(中間年/目標年)

① アワセ土地区画整理事業による住宅地の増加(令和6年16.7ha/令和11年16.7ha)

② アワセ土地区画整理事業による商業用地の増加(令和6年15.5ha/令和11年15.5ha)

③ 農を活かした健康福祉活動の発展に資する基本構想・基本計画にある拠点整備におけるその他宅地の増加(令和6年0ha/令和11年5.3ha)

④ その他、個別開発による用途変更等による宅地の増加
⇒用途別農地転用の状況を勘案して設定(農地転用H24実績(最小値)を採用0.4ha*5年=2ha)

⑤ 3、5号調整池の整備による面積の減少(令和6年-0.2ha/令和11年-0.2ha)

⑦ その他の将来面積の推計

【利用区分:ha】			
	平成30年	令和6年	令和11年
その他	397.5	360.4	362.0
その他	233.5	196.4	210.0
米軍施設	164.0	164.0	152.0

※アワセ土地区画整理事業による開発面積を基準面積に加える。
 ※返還予定(R6またはそれ以降)の駐留軍用地については、開発には期間を要することが想定されるため、米軍施設からその他へ面積を移行する。
 ※各種事業計画等による他の地目への転用面積を基準面積に加える。

【推計】

	令和6年										令和11年											
	農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計	農地	森林	原野等	水・河	一般道	農道	住宅地	工業用	店・事	その他	合計
その他	0.0	0.2	1.4	0.0	-6.3	0.0	-16.7	0.0	-15.5	-0.2	-37.1	1.6	0.2	1.4	0.0	-6.3	0.0	-16.7	0.0	-15.5	11.8	-23.5
米軍施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-12.0	-12.0
計	0.0	0.2	1.4	0.0	-6.3	0.0	-16.7	0.0	-15.5	-0.2	-37.1	1.6	0.2	1.4	0.0	-6.3	0.0	-16.7	0.0	-15.5	-0.2	-35.5

※アワセ土地区画整理事業のその他公共用地6haは変更なし
 ※アワセ土地区画整理事業のその他公共用地6haは変更なし

【備考】

※各事業計画の地目別転用面積(中間年/目標年)

- ① アワセ土地区画整理事業に伴う開発による減少(R6:38.5ha/R11:38.5ha)
 (内訳 道路:6.3ha 宅地:16.7ha その他宅地:15.5ha)
- ② ローワー・プラザ住宅地区の返還による開発(R6:0ha/R11:7ha)
- ③ 喜舎場ハウジング地区の返還による開発(R6:0ha/R11:5ha)
- ④ 公営墓地整備事業による墓地整備による森林及び原野の減少(R6:-1.6ha/R11:-1.6ha)
- ⑤ 農を活かした健康福祉活動の発展に資する基本構想・基本計画にある拠点整備における開発(R6:0ha/R11:1.6ha)
- ⑥ 4号調整池の整備による面積の減少(R6:-0.2ha/R11:-0.2ha)